平成２６年（フ）第１０６号
埼玉県鳩ヶ谷市八幡木３―15―４、住民票上の住所広島市安佐南区沼田町大字伴1264番地18　伊藤方
債務者　桑田　義昭
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１５号
広島市安佐北区亀山２丁目８番８―７号
債務者　村上　初美
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１８号
広島市安佐南区中須１丁目51番16―303号
債務者　杉浦　雄二
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３７号
広島市東区戸坂山根１丁目２番８―303号
債務者　伊藤　里織
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４８号
広島市西区楠木町３丁目２番20―301号
債務者　末田　建二
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１号
山口県下関市大学町４丁目２番Ｒ２―204号　市営大学町住宅
債務者　大塚　拓也
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
山口県下関市彦島福浦町２丁目１番10号
債務者　山﨑　陽子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
愛媛県新居浜市清住町１番59号
債務者　河内　康彦
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１７号
愛媛県新居浜市新須賀町４丁目３番37号
債務者　佐薙　　葵
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第９号
高知県高岡郡越知町柴尾999番地、住民票上の住所高知県高岡郡佐川町中野240番地２
債務者　川村　幸壽
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１１号
高知県須崎市多ノ郷甲654番地　市営住宅40号
債務者　橋田美智枝
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第３５号
福岡県久留米市南１丁目８番７―505号
債務者　三栗野豊香
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４３号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番1642号、旧住所福岡県久留米市青峰３丁目５番11―４号
債務者　竹廣　　明
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５３号
大分市大字羽田601番地
債務者　後藤　清子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０号
宮崎県日向市浜町３丁目30番地11　福良住宅、前住所宮崎県日向市大字日知屋5760番地
債務者　長渡　友子（旧姓猪俣・森田）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１４号
鹿児島県霧島市国分名波町13番７―103号　名波ハイタウン
債務者　永野　義美
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第２号
沖縄県名護市字中山558番地
債務者　三瓶　良純
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　那覇地方裁判所名護支部